

岩手県監査委員告示第31号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年5月14日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古工業高等学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成21年10月29日
 - (2) 本監査実施日 平成21年12月16日
- 3 監査結果の公表の日 平成22年2月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の減免に当たり、減免手続きが著しく遅れて処理しているものが1件、57,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	いずれについても予備監査で指摘を受けた平成21年10月に処理を完了した。 職員の異動による処理の漏れがあったため、毎月・毎年発生する会計処理状況一覧を事務室内で共有し、関係職員による相互確認を行っている。
全日制高等学校入学料の収納に当たり、納付書にはり付けられた収入証紙に消印がないものが89件、502,850円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	
職員公舎敷地に係る不動産賃貸借契約に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、894,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	